

広域水道常任委員会記録

令和5年1月27日（金）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和5年1月27日(金)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 浅野文直 副委員長 角井基
委員 梅沢裕之 委員 斉藤たかみ
委員 瀬之間康浩 委員 関勝則
委員 藤崎浩太郎 委員 竹内康洋
委員 石田康博 委員 井口真美
- 4 委員外議員 議長 持田文男
- 5 議事説明者 企業長 浅羽義里 副企業長 山隈隆弘 理事 秋元康由
危機管理室長 三橋俊郎 総務部長 津田宏 浄水部長 小池健一
建設部長 依田一仁 ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江伸治 ほか書記5名
- 7 議事日程

第1 議案の審査

議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第2 業務状況関係の調査

第3 請願の審査

請願第1-1号 川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願

請願第1-2号 川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願

請願第1-4号 川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願

○浅野委員長

それではただいまから広域水道常任委員会を開会いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。

当常任委員会の傍聴希望者がおりますので、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

それでは、当常任委員会の傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○浅野委員長

これより日程第1、議案の審査を行います。

初めに、委員会の運営についてお諮りいたします。

委員長といたしましては、議案第1号及び議案第2号については、一括して議題とし、議案第3号については、当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として当局に要求した後、閉会し、次回、2月9日に再度質疑を行い、採決と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないものと認めます。そのように決定させていただきます。

これより議案第1号、神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例及び議案第2号、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

なお、今後の当委員会における当局の説明は着席にて行ってください。

それでは当局の説明を願います。

総務部長。

○津田総務部長

それでは、右肩に4と振った広域水道常任委員会資料(条例関係)の表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。

2つ目の白丸、議案第1号、個人情報保護法施行条例(案)と、3つ目の白丸、議案第2号、情報公開条例等の一部を改正する条例(案)が関連しておりますので、1つ目の白丸概要説明を用いて、一括して説明させていただきます。

1ページをお開きください。

議案第 1 号及び議案第 2 号関係、個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関連条例等の制定等について説明します。

1 の新規制定等を行う条例です。

改正法の施行に伴い、(1)の議案第 1 号で、新たに個人情報保護法の施行条例を制定します。この条例の附則の中で、現行の個人情報保護条例は廃止します。

次に、(2)の議案第 2 号で、情報公開条例など、議案第 1 号に関連する 3 つの条例を改正します。

次に、2 のこれまでの個人情報保護についてと、3 の国における個人情報保護制度の見直しについて、下のイメージ図を用いて説明いたします。

図の上段、現在をご覧ください。

これまでの個人情報保護の取扱いについては、国や民間企業者はそれぞれの法律で、そして右側にあります地方公共団体は、それぞれの団体が規定する条例で定められていました。

この度、個人情報の保護とデータの流通の両立を主な目的として、これまでの個人情報保護法が改正されたことにより、黒い色の矢印の通り、全国的な共通ルールとして適用されることになりました。

これに伴い地方公共団体は、赤い実線の矢印が示す通り、条例の内容の大部分が改正法によることになったほか、赤い点線の矢印が示す通り、改正法の施行に必要な事項については、新たに施行条例で定めることとなりました。

2 ページをご覧ください。

4 の企業団における個人情報保護法の考え方です。

下のイメージ図をご覧ください。

上段は、現在の企業団の個人情報保護条例に定めている事項を、そして、下段は改正後の国の個人情報保護法と、その右側に示した企業団の新しい施行条例の関係についてお示ししております。

まず、上段の「現在」の中にある、左側の四角でございます。

「改正法と同水準の事項」については、赤い矢印の通り、そのまま緑で示した国の個人情報保護法の規定によることとなります。加えて、①の赤い点線矢印が示す通り、改正法の施行に必要な手数料については、右側の企業団の新たな施行条例に定めます。

また、上段の現在の右側の四角でございます「改正法より高水準の事項」については、右の赤矢印②が示すとおり、これまでの個人情報の保護水準を維持するため、改正法の許容する範囲で必要な事項を企業団の新たな施行条例に定めます。

続きまして、図の下、5の条例案の内容です。

(1)の個人情報保護法の施行条例の新規制定についてですが、まず①の改正法の施行に必要な事項は、1項目ございますが、中身については3ページに記載がございますので、3ページをお開きください。

改正法の施行に必要な事項は、個人情報の開示請求に係る手数料でございます。

改正法では、開示請求者が負担する手数料を施行条例で定めることとされましたが、施行条例では、開示請求者の負担を考慮し、これまでどおり手数料を無料とし、開示文書の複写代など、実費のみを負担していただくこととします。

次に、②の現行条例の水準を維持するために必要な事項ですが、具体的には、3ページのAから4ページのCに示した6項目でございます。

まず、Aの個人情報事務登録簿の作成・公表です。

下のイメージ図のグレーの部分になりますが、改正法では1,000人以上の個人情報を扱う場合には、新たにグレーで示した個人情報のファイル簿の作成・公表が必要となりました。

一方、企業団では、これまでイメージ図のブルーの部分のとおり、個人情報を取り扱う場合は、人数の多寡にかかわらず、必ず作成・公表していました。

そこで、より広範囲な個人情報を把握することができる、これまでの企業団の個人情報事務登録簿を施行条例でも継続することといたしました。

1つ飛びまして、ウの開示決定等の期限です。

下の表をご覧ください。

左から2列目にございます開示請求に係る決定期限は、現行条例では、14日間ですが、改正法の規定に合わせた場合には、30日に変更になるため、これまでよりも遅くなります。

そこでサービス水準が低下しないように、新たな施行条例では赤矢印で示しておりますが、現行条例どおりの14日以内とし、また、右隣の延長期間は、現行の45日から改正法のとおり30日以内に変更することとし、合計で44日以内に変更いたします。

続きまして4ページ、中段の(2)をご覧ください。

情報公開条例等の一部を改正する条例についてです。

こちらは改正法の施行条例との整合を図るため、①から③に示した関連する3つの条例の改正を行うものです。

①の情報公開条例の一部改正では、情報公開が個人情報保護と密接な関係にあることから、改正法の施行に合わせて、公文書の定義や手続などを、個人情報保護の制度に合わせる改正を行います。

主な改正内容は、白丸の個人情報保護に合わせるための主な改正に掲げております。後程ご確認ください。

続きまして、②の報酬等に関する条例の一部改正では、法令を引用している条項の改正をし、そして、3の行政不服審査法に基づく手数料条例の一部改正では、行政不服審査の資料交付に係る実費負担の規定を、法改正を機に、この条例に一元化します。

施行日は、④に示した通り、令和5年4月1日でございます。

次ページ以降は、新規条例案と、条例改正案の新旧対照表ですので、後程ご覧ください。

議案第1号及び議案第2号の説明は以上でございます。

○浅野委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、議案第1号及び議案第2号について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

よろしいでしょうか。

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第1号及び議案第2号については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。よって、次回引き続き調査を行います。

次に、議案第3号、令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局の説明を願います。

総務部長。

○津田総務部長

それでは、右肩に5と記載しております、広域水道常任委員会資料、令和5年度予算(案)の概要をご覧ください。

1ページをお開きいただき、令和5年度予算(案)の概要をご覧ください。

上段の四角です。

令和5年度は、現行実施計画の中間年であるため、かながわ広域水道ビジョンに掲げる最適な水道システムの実現などに向けて、各事業を着実に実施してまいります。

その下、主な取組みを示しておりますが、ビジョンに掲げております3つの取組みの方向性、具体的には、1つ目の白丸、最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理、2つ目の白丸、自然災害や多様なリスクへの対応強化、3つ目の白丸、経営基盤の強化という方向性に沿って、それぞれ記載の内容を進めてまいります。具体については後程説明いたします。

次に、令和5年度の予算規模ですが、下の表の中段、青色の網掛けの支出計の通り、前年度比で4.6%増の約660億円となっています。

続きまして2ページの令和5年度予算の特徴と料金収入・損益・累積資金の推移をご覧ください。

まず、予算における主要項目の状況について、上の表で説明いたします。

表の2段目にあります料金収入は、昨年度よりも1.3%増と、僅かに増加することを見込んでいますが、これは表の1段目、年間供給水量の増加を受けたものです。

一方で、その下の段、損益では、電気料金の値上げによる動力費の増など、支出が大幅に増加するため、前年度比52.8%減の23億円を見込んでいます。

これに伴い、その下の段、年度末の累積資金残高は、前年度比44.3%減の54億円を見込んでいます。また、表最下段の企業債残高につきましては、企業債の償還が順調に進んでいるため、前年度比15.2%減の580億円と見込んでいます。

以上を踏まえた令和5年度予算の特徴ですが、企業債残高の縮減という、財政運営上の改善要素はあるものの、ただいま申し上げた損益や累積資金残高の大幅な減少から、今後、管路や浄水場の更新など、多額の費用が必要となる施設整備が見込まれる中では、非常に厳しい財政運営が強いられると見込んでおります。

下段のグラフでは、今申し上げたことを推移として確認できます。

令和元年度から5年間の推移を見ますと、青色の棒グラフ、料金収入がほぼ横ばいで推移する一方、オレンジ色の棒グラフ、損益と緑色の折れ線グラフ、累積資金が、令和3年度をピークに減少に転じていることがお分かりいただけると思います。

次に、3ページをお開きいただき、令和5年度予算における主な取組みをご覧ください。

令和5年度も、かながわ広域水道ビジョンに示す3つの取組みの方向性に基づき、実施計画に定める取組みを着実に実施いたします。

はじめに、青色の帯、ビジョンの1つ目の柱である、最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理の取組みとして、合計で89億6,659万円を計上しました。

なお、括弧内は前年度の予算額となります。

主な取組みとして、まず、①の浄水場の増強と送水管等の整備では、5事業者共通の施設整備計画の策定に向けた協議を進めます。

次に、②の安定的かつ効率的な水運用と原水の確保では、9億1,573万円を計上しました。

アの堆砂対策では、ダムと取水施設の機能維持のため、堆砂対策を継続するほか、イの上流水利権の有効活用では、川崎市が沼本地点に保有する、既存水利権の一部について企業団が有効活用してまいります。

4ページをご覧ください。

③の効率的な点検と計画的な修繕・更新では、老朽化対策として77億2,563万円を計上しました。内訳ですが、アの水処理施設等の修繕では23億円を計上し、施設の保全を図るため、浄水場などの電気機械設備などを計画的に修繕します。

イの水処理施設等の更新・改良では、49億7,982万円を計上し、計画的な施設更新・改良に取り組みます。

ウの管路の保全・更新では、3億5,437万円を計上し、既設管路の更新に向け、代替ルートの検討・設計を進めます。

エの浄水場の更新では9,144万円を計上し、浄水場の更新に向け、新たな浄水処理方式等の検討を行います。

続きまして、④の施設の維持管理性の向上では、3億2,523万円を計上し、給水地点などに監視カメラを設置して、外部施設を遠隔監視するなど、維持管理業務の効率化等を目的とした施設改良などを行います。

5ページをお開きください。

青色の帯、ビジョンに掲げた2つ目の柱であります、自然災害や多様なリスクの対応強化の取組みとして、合計23億7,806万円を計上しました。

主な取組みとして、①の自然災害に備えた対策、事故等の多様なリスクへの対策では、23億7,083万円を計上しました。内訳ですが、アの地震対策では、15億9,253万円を計上し、令和5年度末での主要施設の耐震化率100%を目標に、耐震補強工事を引き続き実施します。

イの浸水対策では7,557万円を計上し、取水施設の浸水被害を防止するため、防水壁等の設計を進めます。

ウの停電対策では7億237万円を計上し、非常用発電機等の更新や発電機稼働時間の延長に向けた検討を進めます。

続きまして、②の非常時における組織対応力の強化、応急復旧における協力体制の構築では、723万円を計上しました。

6ページをご覧ください。

青色の帯、ビジョンに掲げた3つ目の柱であります、3の経営基盤の強化の取組みとして、合計で3億2,419万円を計上しました。

主な取組みですが、①の長期的な視点に立った財政運営では、管路や浄水場の更新等の施設整備に向け、長期的な視点に立った財政運営に努めてまいります。

②の事業環境の変化に応じた事業運営では、1億9,725万円を計上しました。

アの脱炭素化に向けた取組みでは、123万円を計上し、二酸化炭素排出量の削減等に継続的に取り組むため、記載の取組みを進めます。

官民連携の取組みでは、1億9,602万円を計上し、伊勢原浄水場の運転維持管理業務の委託を継続するとともに、受注者と共同して、運転管理の効率化のため、スマート化やICT技術を活用した検討等を進めます。

③の人材の確保・育成では1,550万円を計上し、職員の能力開発や技術継承を推進するための研修を計画的に実施してまいります。

④の創造力・活力のある職場づくりでは、1億1,144万円を計上し、業務効率の向上を図るため、ネットワーク環境の整備とともに、電子決裁・文書管理システムの導入など、DX推進に向けた取組みを進めます。

7ページをご覧ください。

令和5年度の予定供給水量と用水供給料金です。

まず上の表、令和5年度における事業別の年間予定供給水量は、表の最上段、直営事業において、前年度比で8.8%増の3億9,590万余立方メートルを予定しています。

これは横浜市が西谷浄水場の再整備事業を行うため、企業団からの受水を、増加したことなどによるものでございます。

また表の3段目、寒川事業においては、前年度比で0.7%減の1億1,937万余立方メートルを予定しております。

両事業の合計では、表下から2段目、前年度比で6.4%増で5億1,527万余立方メートルを予定しております。

次に、下段の表は、構成団体別の年間予定供給水量ですので、後程ご覧ください。

続きまして、8ページ上段の表、事業別・構成団体別の用水供給料金内訳をご覧ください。

料金収入は、まず、直営事業においては、表中段の小計にございますように、先ほど説明した供給水量の増に伴い、前年度比で1.6%増の362億687万余円を予定しています。

次に、寒川事業においては、表の下から4番目の小計にございますように、前年度比で0.1%減の、68億8,371万余円を予定しています。

両事業の合計では、表最下段で、前年度比で1.3%増の430億9,059万余円を予定しています。

次に下段のグラフは、企業団からの供給水量の推移を示しています。

企業団からの供給水量がここ数年横ばいであったものが、令和5年度で微増になったことがお分かりいただけると思います。

9ページをお開きいただき、収益的収支をご覧ください。10ページの表を用いて説明いたします。

表最上段、青色の網掛け収益的収入は、用水供給料金が増となることから、前年度比で1.1%増の467億9,148万余円を予定しております。

次に青色の網掛けの2段目、収益的支出は、前年度比で7.5%増、436億8,434万余円を予定しております。

これを大別すると、職員費32億7,096万余円、その下の段、物件費その他214億7,603万余円、少し下がって、減価償却費等が165億5,313万余円、その下の段、支払利息等が10億2,047万余円等となっています。

主な増減項目ですが、物件費、その他が前年度比で42億6,443万余円の増となっています。

これは、物件費、その他の中の表の中段になりますが、動力費が前年度比115.9%増、またその下の薬品費が前年度比27%増となることなどによるものでございます。

一方、表中段から少し下にございます、減価償却費等は、償却済み資産の増加により、前年度比5億4,079万余円の減となっています。

その下、支払利息等につきましても、企業債の償還が着実に進んでいることにより、前年度比 2 億 9,025 万円の減となっています。

その結果、表最下段、青色の網かけ損益は、前年度比 26 億 1,994 万余円減の、23 億 3,829 万余円の利益を見込んでおります。

11 ページをお開きください。

11 ページから 12 ページにかけて、主な収益的支出の推移をお示ししております。

まず 11 ページの下段の職員数の推移では、令和 4 年度に比べ、損益勘定職員で、4 名の増員となっています。

これは、この間、企業団 OB 職員を定数以外の会計年度任用職員として引き続き任用してきましたが、今後の再構築等の大規模事業に備え、雇用満了のタイミングで、新規職員を採用したことによるものでございます。

このため、上段の給与費についても増加傾向となっています。

次に、12 ページ、下段のグラフ、減価償却費と支払利息の推移をご覧ください。

施設の老朽化が進行したことに伴いまして、資産の減価償却が進んだことで、黄色とオレンジ色の棒グラフは減少傾向となっています。加えて、水色の棒グラフですが、支払利息も拡張事業の財源とした企業債の償還が進んだことにより、減少傾向となっています。

一方で、上段のグラフは、物件費その他の推移を示しておりますが、費用全体が増加傾向にあることが分かります。特に、電気料金の値上げによって、ピンク色の動力費が大幅に増加していることがお分かりいただけると思います。

上下のグラフを合わせてみますと、減価償却費と支払利息の減少によって、財政状況は改善傾向にあるものも、動力費をはじめとした物件費その他の増加が、それを打ち消す形となっており、引き続き厳しい財政状況であることがお分かりいただけます。

13 ページをお開きいただき、資本的収支をご覧ください。14 ページの表を用いて説明いたします。

表の最上段、青色の網掛け資本的収入は、前年度比 12.1% 増の 31 億 1,285 万余円を予定しております。

その内訳は企業債が 28 億 4,800 万円、補助金が 2 億 6,485 万余円です。

なお補助金は、耐震化事業と IoT 活用推進モデル事業の財源として受け入れます。

表中段の青色の網掛け、資本的支出は、前年度比 0.4%減の 223 億 8,569 万余円で、その内訳として、一般建設改良費、89 億 2,665 万余円、投資有価証券購入費用 2 億円、企業債償還金 132 億 5,111 万余円、国庫補助金返還金 792 万余円となっております。

その結果、表最下段の資本的収支差額は 192 億 7,284 万余円の収入不足となりますが、この不足額は、損益勘定留保資金などにより、補てんします。

15 ページをお開きください。

上段の表では、資本的支出のうち、一般建設改良費について、事業費と財源とに分けて、前年度と比較したものです。後程ご確認ください。

下段のグラフは、企業債の未償還残高の推移を示したものです。

水色の棒グラフで示しました、相模川水系建設事業の財源として借り入れた企業債の償還が進んだことで、企業債未償還残高全体が着実に減少していることがお分かりいただけると思います。

16 ページ、資金収支をご覧ください。

表の下から 2 段目、当年度の資金収支は 31 億 8,697 万余円の不足を予定しています。

これを踏まえた表最下段、令和 5 年度予算における累積資金残高は、前年度比で 43 億 1,138 万余円の減と大幅に減少し、54 億 2,147 万余円を見込んでいます。

下段のその他についてはご覧のとおりですので、後程ご確認ください。

17 ページをご覧ください。

ビジョン及び実施計画と予算の関係を参考としてお示ししております。後程ご確認ください。

令和 5 年度予算(案)の概要につきましては以上でございます。

○浅野委員長

1 点聞き間違いかもしれませんので確認いたしますが、5 ページの①の停電対策の金額は 7 億 273 万円の記載の数字でよろしいですか。

○津田総務部長

はい、すいません、読み違えました。そのとおりでございます。

○浅野委員長

確認いたしました。

説明は以上で終わりました。

それでは議案第 3 号について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、質問させていただきます。

ただいまの説明聞いてですね、特に収益的収支について気になった点があるので質問させていただきたいんですが、この動力費が非常に大きな問題となっているということは認識をいたしました。

そこでまず、確認をさせていただきたいんですけども、動力費とはそもそもどういった費用なのかということと、この動力費の割合が、例年と比べてどのくらい変化をしたのかということをお伺いいたします。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

はい、まず動力費の内容についてでございますが、動力費は、用水供給に直接必要となるポンプ施設ですとか、浄水場の運転のための電気料金でございます。たとえば、この庁舎等の光熱費等は含まれておりません。

次に、動力費の割合についてでございますが、昨年来ウクライナ情勢ですとか、円安等の影響により、燃料費が高騰しておりまして、動力費等の生産コストの上昇が続いております。

この結果ですね、企業団の料金収入に対する動力費の割合でございますが、令和4年度の当初予算では約8.7%であったんですが、令和5年度予算では約18.5%まで大幅に増加しております。

これにより損益は、対前年度比で26億円減の23億円の純利益、累積資金残高は、対前年度比で約43億円減の54億円となり、ともに大幅な減少を見込んでおります。

○浅野委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、ご答弁をいただきました特に料金収入に占めるこの支出割合、令和4年度のこの8.7%から令和5年度18.5%ということで、約倍ということで非常に驚かされるわけでありましてけれども、10ページのこの表を参照いたしましてもですね、他にもですね大きな影響が生じているコストがあるかと思えます。

見ると、この薬品費もですね、影響を与えているように見えるんですが、この薬品費というのもですね、大きな影響を与えているという認識でよろしいのでしょうか。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

はい、そうですね。やはりですね、燃料価格の高騰ということですね、あらゆる製品サービスのコストに影響を与えてるということで、薬品費についても非常に上昇しております。

企業団で使う薬品というのは主に4種類ございますが、1つは活性炭ですね。よりよい水質にするためのものがございます。それから次亜塩素酸ナトリウムといいまして、いわゆる消毒用の塩素剤でございます。それから PAC といいまして、水中の濁質を凝集させて落とすような薬品でございます。それから硫酸ですね。こちらは pH を調整しまして、消毒の効果ですとか、凝集性の効果を高めるものがございます。

この薬品費がありますが、いずれも予算見積りの単価が上昇しておりまして、平均しますと30%ほど上昇してございます。特に活性炭はほぼ全量を輸入に頼るということでございますので、運搬コスト等の増に加えまして、円安の影響も受けまして、単価の上昇幅が80%増となっております。活性炭の予算計上額もですね、令和4年度の約1.7億円から約2.9億円と大幅に増えてございます。

○浅野委員長

斉藤委員。

○斉藤委員

はい、ご答弁いただきました。

そこでもう1つ聞きたいんですけども、こういったですね、大幅な動力費の上昇というのは、当然他の用水供給事業でも同様の状況と思われるわけでありましたが、他の事業者の状況というのは把握しているのでしょうか。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

はい、他の用水供給団体の状況でございますが、用水供給事業における電気料金の高騰に伴う動力費の増大というのは、全国的な課題となっております。

今般の状況につきましては、全国の用水供給事業者と、問題意識の共有というのをしております、全国大規模水道用水供給事業管理者会議というのがございます、この会議の中でも議題として取り上げられておりました、情報交換等を行っております。

その内容を確認いたしますと、各事業者とも令和5年度の動力費の予算の見込みは、直近の実績となります令和3年度の動力費と比較しましても、約1.5倍から2.8倍程度になるものというふうになっております。

○浅野委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

はい。神奈川県内広域水道企業団のみならずですね、全国で非常に大きな問題になっていることが、ご答弁によって分かったわけでありますが、最後に、このような異常な電気料金の高騰が続いた場合の今後の財政状況の見通しと、再構築に向けた次期実施計画での財政運営の考え方、これについてお伺いをいたします。

○浅野委員長

浅羽企業長。

○浅羽企業長

非常に厳しい財政運営を強いられるというふうな認識でおります。

ただ、今委員からお話あったようにこの高騰が続いた場合の今後の財政見通しについてであります、この高騰が仮に令和5年度予算水準で推移をしたとしても、現行の支出の抑制基調を継続することによりまして、現行実施計画末である令和7年度、これはすぐでありますけれども、令和7年度までは、損益の黒字を維持することができて、累積資金につきましても、一定程度確保される見込みであります。

ただ一方、次期実施計画での財政運営ですが、令和8年度頃からはですね、たびたび議会でもご報告申し上げますように、再構築に向けた施設整備が本格化してまいります。

また老朽化対策や災害対策にも引き続き取り組む必要があるということでございますので、施設整備費が高水準で推移することと見込んでおります。

こうした状況に加えて電気料金の高騰が続けば、財政状況は大変厳しいものになると考えております。

したがいまして、再構築が本格化する次期実施計画の策定に当たりましては、経費の抑制、施設整備費の縮減、平準化などを図ることはもとより、やはりこの国庫補助をはじめとする外部資

金の導入、さらには、現在 40%としておりますが、起債充当率を引き上げるなど、あらゆる視点から財源確保の努力をしていかなければならないと考えております。

それでもなお、損益の赤字や資金不足が生じるような見通しになりましたら、これは構成団体ともしっかりとした協議が必要ですが、料金のあり方についても検討を進める必要があると考えております。

このような厳しい財政をしっかりと念頭に入れながら、安定的な財政運営にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○浅野委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、企業長からご答弁をいただきました。

令和7年度までは、令和5年度予算水準の動力費でも、損益黒字、資金確保ができるということですが、これも終わりが見えている話ではありませんし、またそもそも今後、管路の更新等ですね、様々な要素がある中で、しっかりとですね、先を見越して気を引き締めて今後も健全な財政運営に最大限、お力添えをいただきますよう要望し、私からの質問は終わります。

○浅野委員長

他にございますでしょうか。

他に質疑ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第3号については本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。

よって、次回引き続き調査を行います。

次に、日程第2業務状況関係の調査を行います。

お諮りいたします。

委員長といたしましては、業務状況関係については、当局から説明を聴取、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として当局に要求した後、閉会し、次回、2月9日に再度質疑を行いたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないようですのでそのように決定させていただきます。

それでは当局の説明を願います。

浄水部長。

○小池浄水部長

それでは、右上6と記載がございます。

広域水道常任委員会資料「業務状況関係」をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

1、令和4年度第3四半期における供給水量の実績等につきましては、私、浄水部長から、
2、実施計画の取組みにつきましては、依田建設部長から、3、企業団の給与改定の状況につき
ましては、津田総務部長から、それぞれ分担して説明をさせていただきます。

それでは1ページ上段、(1)供給水量の実績をご覧ください。

令和4年度の予算供給水量は4億8,420万立方メートルでございます。

このうち、第3四半期までの供給水量は3億6,748万余立方メートルを見込んでおりましたが、その実績は3.4%減の3億5,492万余立方メートルとなっております。

構成団体での工事による企業団からの供給水量の増量が当初の見込みより少なかったことなどから、全体では減となりました。

令和4年度第3四半期までの構成団体別の供給水量の実績につきましては、次の表のとおりでございます。ご確認ください。

次に、(2)水源水質管理業務の実績をご覧ください。

企業団及び構成団体が共同設置しました、広域水質管理センターは、第3四半期までに水源水質検査実施計画に基づきまして、延べ244箇所、また、かび臭監視強化のため、計画外で延べ16箇所の採水・水質検査を実施いたしました。

第3四半期までの水源水質情報に基づきます水源臨時調査事例は22件で、広域施設管理センターは、関係機関と連携をしまして、一元的に対応をいたしました。

次に(3)、洪水時における危機管理対策をご覧ください。

横浜地方気象台から飯泉及び社家の両取水管理事務所の所在地域に対し、降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合や、堰への流入量等に応じて、下段に示すような3つの区分の洪水警戒体制によりまして、対応をしております。

警戒体制に応じて職員を増員配置しまして、警報車による河川巡視や堰ゲート操作、関係機関との連絡など、安全・安定的に取水するための堰の管理を行っております。

令和4年度第3四半期までの洪水警戒体制配備の実績は、以下の表のとおりとなっております。ご確認ください。

私からの説明は以上でございます。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

2、実施計画の取組みについて説明します。

2ページをご覧ください。

(1)令和4年度主要工事等について、実施計画に掲げる施策のうち、主に水道施設の整備面においては、より「安全で効率的な水道システムに向けた施設整備と運用」、これは再構築、浄水処理、水質管理、環境対策が該当します、「施設の健全性を保つための点検と、計画的な修繕更新」、これは更新・改良、浄水場更新、機能向上などが該当します、及び「自然災害や事故に備えた対策」、これは耐震化、浸水・停電、テロ対策が該当します、に取り組んでいます。

令和4年度主要工事等一覧表に項目別の主要工事を示しております。後程ご確認ください。

3ページをご覧ください。

令和4年度主要工事のうち、耐震補強工事と停電対策の取組みについて、概要を記載していません。

参考1、耐震補強工事の進捗についてです。

現在、耐震化が完了していない調整池について、順次耐震補強工事を進めています。西長沢調整池耐震補強工事は、令和5年度の完成を目指し、鋭意施工中です。

この工事では、柱や壁面の耐力不足を補うため、既設コンクリート壁に穴を開けて、鉄筋を埋め込む「あと施工せん断補強工法」等により、耐震補強を実施しています。また、併せて長寿命化を図るため、柱や壁面の表面にモルタルを塗布し、塩素等による侵食から、鉄筋コンクリートを保護する内面防食を行います。

主要施設の耐震化は、令和5年度末にすべて完了する予定です。

参考として、企業団の施設耐震化率を記載しております。

浄水施設、ポンプ所の耐震化率はすでに100%になっていて、今年度末には調整池が73.5%になり、令和5年度末には100%になる見込みです。

参考に、相模原ポンプ場導水ポンプ設備等整備事業についてです。

相模原ポンプ場は、酒匂川及び相模川から取水した原水を相模原浄水場と西長沢浄水場へ揚水する導水設備です。

本整備事業は、老朽化に伴うポンプ設備と速度制御装置を更新するものです。また、導水ポンプ1台を稼働させる非常用発電設備を新設し、原水の安定供給体制の強化を図ります。

なお、この整備事業は、設計及び施工と維持管理業務委託を包括的に契約するデザインビルドメンテナンス（DBM）方式を採用しています。

本年度は、「デザイン・ビルド」に相当する相模原ポンプ場導水ポンプ設備等更新工事において、導水ポンプ設備の更新を順次進めています。

私からの説明は以上です。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

続きまして、4ページでございます、企業団給与改定の状況について説明させていただきます。

(1)の企業職員の給与です。

地方公務員の給与については、地方公務員法に基づき、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件を、条例で定めることとなっています。

企業職員の給与については、地方公営企業法に基づき、給与の種類と基準を、給与条例で定め、金額等の詳細事項は労働組合との団体交渉を踏まえ、企業管理規程で定めています。

(2)の企業団の給与改定の状況でございます。

企業団の給与条例では、職員の給与については、生計費、同一又は類似の職種の構成団体職員並びに民間企業の従事者の給与や経営の状況、その他の事情を考慮して定める、と規定しています。

企業団におきましては、令和4年度人事院勧告及び構成団体人事委員会の勧告の状況を踏まえ、労働組合と交渉し、表2つございますが、上の表の通り、労使妥結をしています。

下の表は、参考に人事院勧告及び構成団体人事委員会勧告の状況、並びに改定状況をお示したものでございますので、ご確認ください。

業務状況関係の説明は以上でございます。

○浅野委員長

以上で、業務状況関係の説明は終わりました。

それでは日程第2について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

よろしいでしょうか。

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

日程第2については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。

よって、次回、引き続き調査を行います。

次に日程第3、請願の審査を行います。

お諮りいたします。

委員長といたしましては、請願第1-1号、請願第1-2号及び請願第1-4号については、一括して議題とし、紹介議員及び当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として、当局に要求した後、閉会し、次回、2月9日に再度質疑を行い、取扱いを決定するというように考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないものと認めます。

そのように決定をさせていただきました。

これより請願第1-1号、川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願、ほか2件を一括して議題といたします。

お手元に請願文書表及び請願書を配付しております。

事務局に請願文書表について説明をさせます。

事務局長。

○大江事務局長

はい。それではお手元に配布いたしました、令和5年神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会請願文書表をご覧ください。

川崎市議会選出の井口真美議員を紹介議員といたしまして、令和5年1月6日付で、かわさきの安全でおいしい水道水を守る会、代表ほか1,807名から、川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願が提出されております。

そのうち、当常任委員会は、1-1、更新事業にあたっては、生田浄水場などの構成団体の既存施設を更新した場合の計画も検討し、市民負担を最小限とする計画を立案されたい、1-2、更新事業にあたっては、動力費や温室効果ガスの削減のため、酒匂川からの取水量を減らす計画を策定し、計画に係る構成団体の費用負担を明らかにされたい、1-4、議会インターネット中継、県庁への情報公開設置や、将来計画に関する会議の議事録公開など、情報公開制度を抜本的に改善するとともに、住民の意見を聞く会合などを開催されたい、以上3件について付託されております。

○浅野委員長

次に、請願の紹介議員である井口委員から、請願の趣旨について説明を求めます。

井口委員。

○井口委員

それではお許しをいただきましたので、請願第1-1号、1-2号、1-4号について、紹介議員として、簡潔に請願項目の内容をご説明いたします。

請願項目1-1号についてです。

この請願は、川崎市が7年前に廃止した、生田浄水場の復活を求めて頑張っておられる皆さんが出されたものです。

現在実施されている本企业団のかながわ広域水道ビジョンに示されている水道施設の再構築計画では、現在、企業団とその構成団体である4自治体が持っている11の浄水場のうち3つ、すなわち、横浜と横須賀が使っている小雀浄水場、県企業庁の寒川浄水場、横須賀の有馬浄水場を廃止し、8浄水場体制を作ること、またこれらを廃止すると、想定している配水量が不足となるので、企業団の伊勢原、相模原、綾瀬の3つの浄水場を増強すると書かれております。

この各自治体が持つ浄水場の廃止は、それぞれの自治体にどのような影響があるのか、この検証が必要であることを、既に7年前に廃止された川崎市の生田浄水場が身をもって示していることから、切実な思いとして請願が上がったものです。

この川崎市の生田浄水場は、日量10万トンの小さな浄水場です。

しかし、水源は川崎市多摩区の井戸であり、ダムからの取水ではない、全く別系統の浄水場でした。

川崎市の独自水源は相模湖であり、別系統の水源と浄水場があることは、災害時など非常事態に絶対に必要であると東日本大震災を例とするまでもなく、常識となっています。

残念ながら企業団の水は、川崎は全量飯泉からの水であり、現状では大規模な地震などで、導水管の破損などが避けられない状況です。

日量 10 万トンというのは、もし震災などで管が破損して、相模湖の水も企業団の水が止まっても、飲料水や生活用水だけに配るなら、154 万人市民に 1 人当たり毎日 66 リットル配れるという量であり、災害対策として残すべきだという、本当に多くの市民の皆さんの声が上がっています。

これは川崎市の生田浄水場の事情ですが、どの都市も、今の浄水場は必要だから作ってきたのであり、そうした市民にとっての切実なそれぞれの浄水場の課題を、その地域の市民・県民の皆さんが理解し、納得した上で、廃止するのかどうかを決めるべきだと、私ども川崎の人々は強く思っています。

先ほどの本会議での質問でも明らかにいたしましたように、5 事業者は、それぞれ浄水場更新にはいくらかかるのか、現時点のものとはいえ、はっきりとした数字を持っており、事実上具体的な計画となってきました。

それを市民に知らせ、当然その際の各自治体の負担がどうなのかも明らかにして、その上で自分たちの水はどこで作るのかを決めるのが、当然ではないでしょうか。その方向に転換すべきだという思いは、おそらく議員の皆様にもご共感いただけるものと思います。

次に、請願項目 1－2 号は、飯泉取水堰の水量を減らし、環境への負荷を減らすべきというものです。

これはかながわ広域水道ビジョンでも取り上げられている課題であり、請願の趣旨と大きな違いはないと考えます。

本議会で提案されている予算案の中にも、川崎市が沼本地点に保有する水利権 14 万 2,000 トンの一部を企業団を活用することについて、具体的な申請などが行われており、その影響額は明らかにできると考えます。

ただ、この 14 万トンは、飯泉取水堰の取水量の 1 割強にすぎず、これ以上の水を上流で取ることは現状ではなかなか難しい課題です。だからこそ企業団も、ダウンサイジングをともに行うことが重要であることを申し添えておきます。

請願項目 1－4 号についてです。

私は川崎でこの浄水場の問題に取り組んで以来、市民が水道はどのように運営されているのか、あまり知らないということをお願いされています。川崎がいまだに多摩川から水を取っているとか、横浜の水はみんな道志の水だと思っていたとかいう人もいます。企業団の存在も知らない市民も多くいるでしょう。

古い事業者では 100 年もの間努力されてきた歴史は、もっと知らせなければならないと感じます。とりわけ、一部事務組合である企業団の存在は、もっと意識的に公開していかなければなりません。

各構成団体ともほぼ 5 割の水を企業団から供給されているにもかかわらず、議員の選出が間接であるなど、市民の目に触れにくいことから、企業団の側から積極的にその事業内容を公開し、また市民の意見を聞く機会を意識的に増やしてこそ、自分たちの水がどこから来ているのかということに関心を持つ市民が増えると思います。

知りたいと思ってもこの三ツ境まで来るのもなかなか大変です。

県庁などに広報の場があると確かに便利であり、また、各施設のある地域でそれぞれ見学会を行うなど、関心を持ってもらう機会を、企業団が作る事が重要です。

川崎を中心に、1,800 人の方が企業団に関心を寄せました。この機会に水道に関心を持つ方をもっと増やしていく観点からも、この請願項目 1－4 号は、ぜひ皆様方にご理解いただきたいと思えます。

以上簡単ではありますが説明させていただきます。

○浅野委員長

次に当局から説明を求めます。

建設部長。

○依田建設部長

お手元の請願文書表の受理番号 1－1、1－2 につきましては、私、建設部長から、1－4 につきましては、総務部長から当局の見解をご説明いたします。

まず、受理番号 1－1、更新事業にあたっては、生田浄水場などの構成団体の既存施設を更新した場合の計画も検討し、市民負担を最小限とする計画を立案されたい旨の請願についてであります。

生田浄水場については、川崎市において様々な検討がなされ、廃止が決定されたものと承知しております。

この川崎市の決定も踏まえた上で、平成 22 年度に有識者、企業団及び構成団体の 5 事業者の事業管理者により構成される神奈川県内水道事業検討委員会において、浄水場統廃合が検討され、既存の浄水場を全て更新するよりも、8 浄水場に統廃合し、再構築することが、将来の水需要から望ましいとの報告が取りまとめられましたので、今まさにその方向で、5 事業者で検討を進めています。

現在、再構築に伴う施設整備計画の策定中であり、最終的な費用は固まっておりませんが、検討に当たっては、安定給水に必要な費用が最小限となる施設整備にするという方針で 5 事業者は協議を進めております。

次に受理番号 1 - 2、更新工事にあたっては、動力費や温室効果ガスの削減のため、酒匂川からの取水量を減らす計画を策定し、計画に係る構成団体の費用負担を明らかにされたい旨の請願についてであります。

これまでも企業団では、小水力発電設備、太陽光発電設備による再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の導入などにより CO²排出量の削減に取り組んでまいりました。

また、西長沢浄水場をはじめとした今後の更新工事に当たりましても、使用電力量や温室効果ガスの削減を念頭に置いて進めてまいります。

このような省エネ等の施設整備に加え、上流からの取水を優先し、ポンプ等の電力消費量を削減することも非常に効果的です。

そのため、現在、川崎市の相模川上流の沼本地点に保有する既存水利権の一部 14 万 2,000 トンを企業団が使用させていただき、その分をポンプ等の電力を要する酒匂川下流の飯泉取水堰の取水量を削減することとし、河川管理者との協議を進めているところです。

こうした取組みを行うに当たっては、計画の段階から構成団体と協議をし、費用等についても明らかにしながら進めております。

私の方からは以上になります。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

最後に、受理番号 1 - 4、議会インターネット中継、県庁への情報公開室設置や、将来計画に関する会議の議事録公開など、情報公開制度を抜本的に改善するとともに、住民の意見を聞く機会などを開催されたい旨の請願についてであります。

企業団では、かねてから各事業活動を行うに当たって、利用者等に説明する責任を果たすことを目的として、情報公開条例を制定し、その適正な運用に当たっています。

諸会議の会議録の公開は、この情報公開制度によって対応できるものと考えております。

その上でその他の請願細目について付言しますと、まず、県庁に公開室設置との請願は、すでに企業団本庁舎に情報公開室が設定されていること、また、県に対し企業団に関する情報公開請求があれば、県から当企業団へ連絡があることなどを踏まえれば、その必要はないと考えております。

次に、住民の意見を聞く会合につきましては、昨年の秋、市民団体の要請により、企業団の事業運営に関する説明会を実施し、皆さんからのご質問、またご意見を頂戴したところでございます。

今後も引き続き、住民の皆様からのご理解を深めていただけるよう、構成団体水道事業者と連携して取り組んでまいります。

なお、議会のインターネット中継につきましては、あくまでも議会自治に関することとさせていただきますので、当局が把握していることとお伝えいたします。

開かれた議会という観点からは、当企業団の議会は、基本的に本会議は傍聴可能であり、広域水道常任委員会は、委員長の許可を持って傍聴が可能となっております。また、議会事務局が取りまとめた本会議、そして広域水道常任委員会の会議録は企業団ホームページの議会サイトの中で公開しております。

最後に、他事業体の動向でございますが、全国水道企業団協議会に参加する関東地区の19団体、また、当企業団と類似する大規模な水道企業団である大阪広域水道企業団や阪神水道企業団の議会の状況を、この1月に改めて調べたところ、いずれもインターネット中継は実施されておりました。

以上でございます。

○浅野委員長

以上で説明は終わりました。

それでは請願第1-1号ほか2件について質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

よろしいでしょうか。

それでは質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

請願第1-1号ほか2件については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。

よって次回、引き続き調査を行います。

次回の委員会は、2月9日午後2時から当委員会室にて開催いたします。

なお、開催通知につきましては、ただいまご出席の皆様には、省略をさせていただきます。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

広域水道常任委員会記録

令和5年2月9日（木）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和5年2月9日(木)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 浅野文直 副委員長 角井基
委員 梅沢裕之 委員 斉藤たかみ
委員 瀬之間康浩 委員 関勝則
委員 藤崎浩太郎 委員 竹内康洋
委員 石田康博 委員 井口真美
- 4 委員外議員 議長 持田文男
- 5 議事説明者 企業長 浅羽義里 副企業長 山隈隆弘 理事 秋元康由
危機管理室長 三橋俊郎 総務部長 津田宏 浄水部長 小池健一
建設部長 依田一仁 ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 大江伸治 ほか書記5名
- 7 議事日程

第1 議案の審査

議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第2 業務状況関係の調査

第3 請願の審査

請願第1-1号 川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願

請願第1-2号 川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願

請願第1-4号 川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願

○浅野委員長

ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。

当常任委員会の傍聴希望者がおりますので、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

それでは、当常任委員会の傍聴を許可いたします。

これより日程第1、議案の審査及び日程第2、業務状況関係の調査を行います。

はじめに、委員会の運営についてお諮りいたします。

委員長といたしましては、日程第1及び日程第2について、一括して質疑を行い、日程第1、議案の審査について採決というように考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、前回説明のありました日程第1及び日程第2について、質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言願います。

井口委員。

○井口委員

議案2号についても伺ってよろしいんですね。1号、2号、全部伺ってよろしいんですね。はい、失礼しました。

私はまず最初に、議案第2号について伺います。

情報公開条例の改正について伺います。今回この情報公開条例が改正されるわけですが、それは個人情報保護法施行条例の制定に伴ってということでありました。この中で、現行条例第7条、公文書の開示義務のうち、第6号と第7号を削除することについて伺います。

現行条例の第7条は、情報を開示しない、つまり不開示情報は次のいずれであるというふうに指定をしています。そのうち、第6号は、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずる恐れがある情報としています。また、第7号は、法令等の規定により公にすることができないとされている情報とあります。

この2つを削除する理由を伺います。またそれにより、これらの重要な情報は、基本的に開示される情報となるのか伺います。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

個人の生命、財産などの情報開示に関する条例の改正についてでございますが、現行の情報公開条例の第7条の第6号と第7号の規定の取扱い、考え方について、それぞれお答えいたします。

まず、現行の情報公開条例第7条の第6号の規定は、生命、身体、財産等の保護に支障を生じる恐れがある情報を不開示情報としておりますが、この内容については、改正後の情報公開条例の第7条第1号と第2号のア、それから第3号の規定に、具体的には権利利益を害するおそれのある情報を不開示情報とするとの規定がございますので、ここに包含されると考えております。

次に、現行の情報公開条例第7条の第7号の規定は、法令等の定めにより、公にすることができない情報を不開示情報としておりますが、この内容については、改正後の情報公開条例の第7条第4号の規定に、具体的には事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報とするとの規定がございますので、ここに包含されると考えております。

以上のとおり、情報公開条例の改正前後において、不開示情報の内容や取扱いは変わらないと考えております。

なお、情報公開条例に定める不開示情報は、個人情報保護法の不開示情報と一致しているため、委員がご指摘した、施行条例で不開示情報を規定するという取扱いはしてございません。

以上でございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

現行の正しい情報公開条例の中に包含されると言われましたので確認をしておきますが、それは現行条例と同じ効力を持ち、万一、本当に万一ですけれども、その生命や身体の保護に関わるような情報開示請求があった場合、明確に非開示とできると理解してるのか伺います。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

はい。そのとおりでございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

そこは確認されましたので結構ですけれども、川崎市はですね、同じ条文が元の、今もそうですけれども、情報公開条例の中であって、今回個人情報保護法施行条例が制定されても、この情報公開条例の中のこの部分は削除はされませんでした。川崎市に確認したところ、法改正があってもそれはできると言われているとのことでした。少なくともそういう自治体があって、法的に問題なしとされているわけですから、私はこれは明確に残すべきと思いますが、改めて伺います。

○浅野委員長

総務課長。

○富安総務課長

はい。今、第6号と第7号の規定について、明確に規定すべきではないかというご質問だったと思います。企業団では、初日の方でもお答えしたとおり、改正法の規定に、情報公開条例の規定の書きぶりというのを合わせるということで、今回は不開示情報に関する規定というのを削っております。これは先ほど総務部長からのご説明にもありましたとおり、他の不開示情報に関する規定の趣旨を包含して考えることで、不開示情報の内容や取扱いはこれまでと変わらないという考えによるものでございます。一方で、川崎市なんですけれども、改正法の規定と趣旨が変わらないのであれば、従前の規定を残すという判断をして、不開示情報に該当するものを明記しているということです。この主な趣旨というのは、明記することで、すぐに規定を読み込めるということで、効率的に事務執行が行えるというようにしたというふうに聞いております。川崎市と企業団では、改正手法について、今申し上げたとおり異なる手法を用いておりますけれども、いずれも個人の権利・利益を保護するという趣旨に関しては一致しているというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

ご答弁は理解いたしましたが、やっぱりご答弁が今後の方法や条例の運用に当然関わっていくということなので、今日のご答弁は非常に大事だというふうに思いますけれども、やっぱり包含

されてるといふ言い方は大変曖昧だと、いざという時にこの法的に判断が割れる可能性がやっぱり否定できないと思うので、私はやっぱり残しておくべきではないかというふうに改めて申し上げておきます。

では、申し訳ありません、続けさせていただきます。議案第3号、予算についていくつか伺います。

本会議で質問をさせていただきまして、令和5年度における再構築に係る予算を伺ったところ、浄水場増強の予算と、送水管整備の予算は計上していないとのご答弁でした。その理由を伺います。

これにより、令和5年度は、これまでの浄水場の増強ですとか、そうした計画の進行をとりあえず止めるということなのか伺います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

再構築関連に係る令和5年度予算についてのご質問についてですが、浄水場の増強と新たな供給エリアに向けた送水管の整備につきましては、令和5年度末までに策定する予定の5事業者共通の施設整備計画に基づいて、具体的に実施していくこととなります。そのため、5年度については、予算計上をしておりません。

令和5年度は、施設整備計画の策定に向けて、5事業者で協議を進めてまいります。

以上です。

○浅野委員長

ちょっとすみません。今、質疑を続けましたけれども、今第1号、第2号についての質疑を行っておりますが、今井口議員が聞かれたのは、第3号に当たる話かと思われまますので、第3号はまた別途お諮りをいたしますので、ご理解いただければと。

○井口委員

後程させていただきます。すいませんでした。

○浅野委員長

その他、質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので、質疑を以上で終了いたしたいと思っております。

これより日程第1、議案の審査について採決を行いたいと思っております。

お諮りいたします。

採決の方法につきましては、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議ないと認め、これにより、採決をいたします。

採決は区分して行います。

まず、議案第1号、神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第2号、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手多数です。挙手多数により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここまで採決したところで大変恐縮でございます。先ほど私冒頭で、議案第3号も含めて業務状況報告等も審議をするというふうに申し上げてございますので、一旦戻らせていただきまして、議案第3号についての質疑を行わせていただきたいと思いますので、質疑のある方は挙手を願います。井口委員。

○井口委員

議案第3号のみでやらせていただいてよろしいですね。はい。了解いたしました。

はじめからすいません、もう一度やります。

本会議質問で、令和5年度における再構築にかかる予算というのを伺ったところ、浄水場増強の予算、送水管整備の予算は計上していないとのご答弁でしたので、その理由を伺います。

これにより令和5年度はこれまでの計画の進行を止めるということなのか伺います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

浄水場の増強と新たな供給エリアに向けた送水管の整備につきましては、令和5年度末までに策定する予定の5事業者共通の施設整備計画に基づいて、具体的に実施していくこととなります。

そのため、令和5年度については、予算計上はしておりません。

また、令和5年度は、施設整備計画の策定に向けて、5事業者で協議を進めていくということになりますので、計画の進行を止めるということでもございません。

以上です。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

本会議のご答弁で、本当だったら、本当だったらというか、令和4年の予算を立てたときに、送水管整備については令和5年度も予算をつける予定だったと、4,100万円余は予算化していたというふうにお答えになったわけですが、今のご答弁では、整備計画においてこれからやるから見送ったんだということになってるんだけど、この整合性はどう考えればいいですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

令和4年度予算に関しましては、令和3年度の中で議論をしてきた状況です。その時はまだ実際にですね、浄水場廃止の計画等がまだ固まっていない部分もありましたので、とりあえず予算に関しましては載せましたけど、議論の進捗状況を見てですね、まだ執行状況は早いということで見送ったということでございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

理解いたしました、それは了解です。

次にですね、予算の方で、さらに予算書の中に、管路の保全・更新ということで、相模原と当麻間、上鶴間・下鶴間間の二つの送水管路線の代替ルートの詳細設計が計上されています。この代替ルートということがよく理解ができないので、何かこう交替するのかなと思うんですが、この代替ルートにする必要性について伺います。これはどことどの間の施設の管路を代替するのか伺います。

そして、この再構築計画の中では、何か役割があるのか伺います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

まず、管路の更新に関しましては、単純更新と、あと代替ルートを整備して、更新をしていくという2つの方法を考えております。

単純更新というのは、企業団の管路に関しましては、供給を止めることができない部分が非常に多いということがありますので、基本的には同じ路線に同じように敷いて、片方を廃止していくという方法を取る方法になります。

代替ルートというのは、一部ですね、他の系統から短い区間で管路を整備して水を回すことによって、管路を止めてですね、用水供給を止めることなく、管路を止めて、それで中の状況を確認してから更新を行えるというような方法をとれる場所に関しましては、代替ルートの整備をするということになります。

予算に示しました2つの送水管路線、相模原・当麻間と、下鶴間・上鶴間間に関しましては、相模原浄水場系統の送水管を更新するために必要となる代替ルートとして整備するものでございます。現在、詳細設計を進めている最中ということです。この2路線、延長はですね約6キロになります。

この代替ルートを整備することによりまして、他の系統からの送水が可能になるということになります。そのためですね、相模原浄水場系統の約14キロ区間について、既設管路の送水を止めなくても、水道水の供給を止めることなく工事ができるようになることから、老朽度に応じた部分的な更新も可能になるということでございます。

この2つの路線に関してですね、相模原・当麻間に関しましては、平成22年の神奈川県内水道事業検討委員会の報告書の中ではですね、再構築として整備すべき管路と位置付けられていましたが、現在、5事業者の協議の中では、2路線とも、ともに企業団の老朽化対策として実施すべきという整理になっております。以上でございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

了解しましたけども、相模原・当麻間は確かに企業団のホームページの概要図を見ても、路線があってその代わりなのかなっての分かるんですが、上鶴間・下鶴間はそもそも、管がないんで

すね。これを下鶴間まで延ばすことによって、相模原浄水場からの管の更新をするということになると、水系の水が変わるのかなと思うのですが。ごめんなさい、私が見ているこの図でいくと、赤い相模川水系の水が、酒匂川水系の水に入っていくように見えるんですが、そのように理解しよろしいですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

水系は変わることはないです。相模原浄水場から出てる水に関しまして、この2路線を整備することによりまして、相模原、麻溝台、当麻、上鶴間、下鶴間、上和田という、ちょっと図面がないので分かりにくいかもしれませんが、相模原浄水場からですね、川井給水地点までの間と、あとですね、相模原浄水場系統については、西谷方面と上和田方面というふうに分岐している管路があります。その分岐地点から下鶴間までの間に関しまして、送水を止めてですね、管の中を見て、それで更新することもできるということになります。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

私も地理勘がないので分かりませんが、管を止めずにできることが分かりました。それで、実際にここの代替ルートを作って、その古い方の管を更新することとなれば、更新した後はその代替ルートは残すんですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

代替ルートに関しましては、そのまま運用を続けます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

そうすると、少し運用する水の量が増えていくと、要するに管のルートが増えるというふうになるわけですね。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

仰るとおりでございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

話を戻しますけど、先ほど平成 22 年に考えた時には、この相模原・当麻間は再構築に必要な管路として上げてるといふことで、今はそうではないと言われたんですけども、令和 3 年に作った水道システム再構築による効果案という表を情報公開でいただきました。

そこでは、令和 3 年の段階でも、再構築に対しては、相模原・当麻間の送水管は再構築に必要であるというふうに、約 95 億円の計上がされてるわけですけども、これもその再構築の中から抜けると考えてよろしいんですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

再構築の中からは抜けますけども、企業団の管路更新に必要な代替ルートとして整備するといふことで位置付けておりますので、よろしいでしょうか。

ただですね、再構築を進めるに当たりましては、バックアップ率の向上ということも踏まえて、いろいろ検討しております。

その中でですね、企業団の管路更新の中で、整備する代替ルートを利用してバックアップ率が向上するものに関しましては、一応検討の対象には入れてますけども、位置付けとしては、あくまでも企業団の更新で行うものというふうに整理をしております。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

分かりました。次に行きます。

上流水利権の問題についても伺います。

これも予算書の中に出ておりますので伺いたいのですが、確かに原則的には下流よりも上流の方から取るべきだと思いますし、飯泉で取るよりはずっと環境に良いと思いますけれども、実際にご答弁にあった川崎の水利権の一部、14 万 2,000 トンを企業団がそのまま取るようになるのは、一体いつからなのか、実際水利権の整理はついているのか伺います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

14万2,000トンの申請に関しましては、現在、国土交通省の方に申請しております。まだ審査中ということですので、許可が下りてから使用できるということになります。

実際ですね、河川管理者が審査して、これから判断をするということになりますので、令和5年度中には何とか許可を下ろしていただきたいということで、いろいろ働きかけは行っていきたいと思います。

以上でございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

分かりました。

あと2点、予算について伺いますが、もう1つは、地震対策です。

令和5年度が主要施設の耐震化の完成などとなっておりますけれども、この予算で全部完成できるのか伺います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

主要施設の耐震化の進捗状況についてですけども、浄水場とポンプ場の耐震化は、令和2年度までに完了しております。現在ですね、調整地が残っておりますので、この耐震補強工事を進めている最中でございます。

現在ですね、伊勢原調整池、西長沢調整池、綾瀬調整池の3箇所について、耐震補強工事を実施しております。工事はですね、順調に進捗しておりますので、予定どおり令和5年度末には、主要施設の耐震化率100%を達成できる見込みであります。

以上です。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

分かりました。最後です。

脱炭素の取組みについてです。

水道事業というのは本当に広大な土地を所有しているし、大量の水量もありますから、様々な発電を行うことができると思いますが、5年度において出されているのはちょっと少ないんじゃないかなと、もっとできるんじゃないかなと思うのですが、脱炭素の取組み、とりわけ太陽光発電だとか水力発電だとか、こうしたものにもっと活用するような方向性はないのか伺います。

○浅野委員長

浄水部長。

○小池浄水部長

まず、水道用地の活用についてでございます。

浄水場等、一部施設内には既に太陽光発電設備を設置しております。今後につきましても、主に浄水場等の浄水池、あるいは調整地の活用について、現在進めております耐震化、或いは長寿命化の工事が完了して、上部利用が可能となる、概ね令和6年ぐらいを見込んでおりますけども、これ以降の設置を検討しているところでございます。

また、設置する手法につきましても、これまでの企業団が設置をして運用する公設公営の方法から、企業団の敷地を活用し、民間企業が設置をして発電した電力を企業団が消費して料金を民間企業に支払うPPA、電力販売契約といった手法についても検討しているところでございます。

次に水量の活用についてであります。導水管あるいは送水管の水量と落差による余剰圧力を利活用しました水力発電につきましては、水量に加えまして、落差も必要でございます。

安定して一定の発電量が見込める地点であります、ここ矢指調整池、あるいは相模原浄水場ではすでに設置、運用を行っております。今後につきましても、安定供給に支障がないということをお大前提といたしまして、エネルギーを有効活用する観点から、さらに発電出力の小さいマイクロ水力発電について検討しているところでございます。以上でございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

予算案全体としては、老朽化対策、耐震対策、また今の脱炭素対策など、様々取り組まれているというふうには、大変よくわかりました。ぜひそれをきちんとやって、どんどんやっていただきたいと思ひますけれども、一番はじめに伺ひましたように、再構築に係る予算、当面今年は計上

しないということであったけれども、やっぱりその全体計画の進行を止めるわけではないというふうに言われました。

私はやっぱり、この間ずっと議論しておりますけれども、県民・市民の合意になっていない再構築計画を進めていくという点では、大変重大だというふうに思っております。そのことを強くしておきたいと思います。結構です。

○浅野委員長

日程第1、日程第2、全てにつきまして、他に質疑ご意見等ございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員

すいません、全部続けてやらせていただきます。

では、日程第2の業務状況調査の関係についても、いくつか質問をさせていただきます。

本会議でやらせていただきましたので、そこから後について伺いたいと思います。

本会議質問において、浄水場の更新というのは、1,000億円かかると、個別の浄水場更新ではかかるんだというふうに言われたんですけども、1,000億円とは何を算定根拠かと伺いました。

そうしましたら、国の算定の手引きによって計算したものだというふうに言われたのですが、ちょっとこれが分からないので、改めて伺います。

前回の11月の議会の時に、この1,000億円という数字は、再構築を行わなくて、各構成団体が独自に浄水場を更新する場合かかる費用だと言われたと理解をしたわけです。なので、私はてっきり、どこかの自治体が1,000億円かかるのではないかというふうに思ったわけです。

川崎はもう終わってますから、県とか横浜とか横須賀がそれぞれ1,000億円かかるから、まとめてやるんだというふうに言われたということなのか、そのあたり正確に教えてください。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

本会議での答弁についてですけども、特定の構成団体の浄水場の更新費用をご説明したのではなくてですね、国が策定した、更新費用算定の手引きに基づきまして、施設能力1日当たり50万立方メートル規模の浄水場の更新を想定した試算額をご紹介したということになります。

なおですね、令和3年3月の横浜市会、予算第2特別委員会で、小雀浄水場を更新した場合、約1,100億円を要するとの局長答弁もありましたが、一定程度の規模の浄水場の更新については、1,000億程度を要するものと考えております。

以上です。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

50万立方メートルで約1,000億円ということでしたが、県内の残る、今11ある中で、この50万立方メートルってのはどこが大体該当するんですか。小雀はそのくらいなんですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

小雀浄水場の規模はですね、現在70万トンぐらいです。

寒川浄水場に関しましては、60万トンを超える規模になっております。

よろしいですか。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

はい。そうしますと、再構築のビジョンでは、総体で800億円の効果があるというふうに言われていたので、この算定基準なんですかと伺いましたら、今後変動があって、大枠そのそのくらいの試算だというふうに言われてるんですけども、その800億円の効果があるよというの、この差引き、何から何を引くと800になるのか。ここは、今お話を聞いた限りではよく分かりなわけですね。

本当に伺いたいのは、その何から何を引いたかということが明らかにならず、ただその時の手引きを見たらそうなるんですよっていうふうに言われただけではよく理解できないので、800億円の一体効果の算定の基準は、本当に保証できるのか、その800億にちょっと教えていただきたいのですが、どのように考えたらいいでしょうか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

この効果額800億円についてなんですけども、こちらに関しましては、平成22年に公表された神奈川県内水道事業検討委員会報告書の試算結果を、令和2年度に再計算し、5事業者で確認したものです。

再計算の前提ですけれども、各団体が個別に浄水場を更新した場合と、5事業者で8浄水場に統合をした場合の更新費、整備費の差を効果額として示したものになります。

よろしいでしょうか。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

つまり、私が今持っている、新しい令和3年1月に作られた、例えばですよ、例えば寒川浄水場を更新すると350億、小雀浄水場を更新すれば475億、有馬だったら浄水場更新は104億、寒川取水堰の更新300億、これをやめて、伊勢原の増強が78億、相模原の拡張が219億、綾瀬の拡張が358億、このあと送水管も全部あるわけですが、先ほどの相模原・当麻間が95億とかね、こういうのを計算した結果のこの824億、約800億というのが、ご答弁では変動があるだろうと言われましたが、これが800億の根拠だというふうでよろしいわけですね。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

そのとおりでございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

分かりました。

でね、これが元であるとするならばですよ、まず手引きっていうのは、私はちょっと調べたんですよ。調べたら、この手引きは、平成23年に作られたものだということがまず分かりました。そして、今この、令和3年度に各事業者が考えてみたらこんなふうになりましたよという数字が出てきたと。このちょっと関連もよくわからないんですけども、そして、今やこの物価高ですね、本当に材料も足りないという中で、まさに大きな変動があると思う中で、やっぱり800億効果がありますよと言い続けるのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

施設整備計画に関しましては、まだ検討中の部分もありますので、これから実際の効果額というのがどのくらいになるのかというのは、仰るとおりこれから試算するということとなります。

ただですね、この費用に関しまして、一応同一の条件で算出された額の差であることや、5事業者全体で1日当たり、約90万立方メートルの水道水の供給に相当する整備費用が不要になるということを考えると、概ね妥当な計算結果であったとは考えております。

その上でですね、令和5年度中に策定を目指しております、再構築に向けた施設整備計画においては、精度を高めながらですね、効果額を検証して計画をまとめていくものですが、再構築の趣旨からいたしまして、少なくとも効果額がマイナスになるということは、想定しておりません。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

わかりました。そこは確認しておきます。ちょっと次の話いきます。

もう1つの話はですね、本会議で、バックアップの問題はどうすんだってことを少し伺いました。なぜこの問題を挙げたかという、その5事業者水道事業連携推進会議の公開された会議録を見ますとですね、8浄水場になると本当にぎりぎりの、私の言葉で言えば余裕がないような水量になるので、バックアップのことは大変大事だということと言われて、もちろんバックアップについては頑張ってくださいですけども、同時にその中で、だから水運用の一体化ということが示唆をされていくんですね。この水運用の一体化とは一体何なのかということをお伺いしたいと思います。

水の運用でね、それぞれ融通でしたら、川崎もこの間してきました、横浜もしてきました。それでもさらに、水運用を一体化するっていうことは、水道事業者の垣根を越えて、川崎も横浜も県水もいつでも融通し合う、つまりは事業体の統合に繋がっていくんじゃないかと思うんですが、そういう話をされてるのか伺います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

現在、5事業者で議論している水運用の一体化についてですけども、取水・浄水の一体運用という方向性の中で、慎重に検討を進めているところです。これは、委員が仰るような事業体の統合を目指したものではなくて、あくまで水利権や浄水場は各事業者が保有したまま、5事業者の

間で、取水、浄水、送水の運用を一体的に使用できる仕組みを構築しようという、ソフト的な対応であります。

具体的なイメージはですね、水源水質事故や濁水への対処、また大規模工事等の給水量確保のため、取水地点の選択や水量調整をより迅速かつ柔軟に行って、5事業者間で県民・市民への安定的な水道水の供給体制を実現させることを目指すというものになります。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

それだったら、今だってやってるわけですよね。いろいろ話し合いをしなくちゃいけない、取り決めはまだいろいろしなくちゃいけないことはいっぱいあるってのは、川崎見ても分かりますけれども、しかしとりあえず今やってるわけですね。この5事業者水道事業連携推進会議の会議録を見てますとね、これは何かの言葉の綾でできたのか思い付きで出てきたのか知りませんが、8浄水場の所有をどうするか、こういうことを議論したわけですね。ちょっと前になりますけれども、その時には、企業団がその役割を担っていてもいい趣旨のご発言もあるわけです。

でね、私本当思うんですけど、今県が広域化計画を作らなくちゃいけないっていうのもあって、世の中では広域化ってことが謳われていますけれども、今いみじくもご答弁あったように、神奈川はそれぞれの事業者がそれぞれ独立をしてやっていくことがもう前提にあると思うので、企業団はあくまでも構成団体が作った用水供給事業者として、構成団体の水の供給に必要な分をきちんと配水していくという役割に徹して、浄水場の所有がどうとかっていうことまで議論はすべきではないと思うんですが、そこはいかがですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

確かにですね、会議の中では、将来ずっと先を見据えての話というところでの話合いも出てる場所は確かですけども、現在はですね、各々の団体の所有に関しましてはいじらずに、それで進めていこうということでまとまっております。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

よく分かりました。そのご答弁は正面から受けとめておきたいと思います。

いずれにしても、これは業務状況の関係の調査でございますので、私の質問は結構です。ありがとうございました。

○浅野委員長

他に質疑ご意見ございますでしょうか。

特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

それでは改めまして、日程第1、議案の審査について第1号から採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

採決の方法につきましては、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないと認め、これより採決をいたします。

採決は区分して行います。

まず、議案第1号、神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第3号、令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2、業務状況関係の調査についてお諮りをいたします。

日程第2については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中調査を継続することにいたしたいと思っておりますので、議長あてに申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないと認め、そのように決定をいたしました。

本委員会の審査結果報告書及び閉会中継続調査申出書の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

次に、日程第3、請願の審査を行います。

委員会の運営についてお諮りいたします。

委員長といたしましては、前回に引き続き、請願第1-1号、請願第1-2号及び請願第1-4号について一括して質疑を行い、取扱いを決定するというように考えてございますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野委員長

ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは前回説明のありました請願第1-1号ほか2件について、質疑を行います。

質疑のある方は順次発言を願います。

関委員。

○関委員

はい、ありがとうございます。私からはですね、この請願項目の1-4に関連していくつか伺いたいと思うんですが、議会のインターネット中継について、まずは確認をさせていただきます。

この中継を実施するかどうかについては、やっぱり導入費用だとか市民ニーズの観点からね、まさに費用対効果を勘案していく必要があるかというふうに思っています。ですから、実際に導入する場合どのぐらいの費用が必要になるのか、おそらくですね、これまでに検討されたことがあれば教えていただけますでしょうか。

それと併せて、インターネット中継の対象となる、この企業団の令和4年のですね、本会議、それから委員会の開催回数を教えていただけますでしょうか。お願いします。

○浅野委員長

議会事務局長。

○大江事務局長

後ろから失礼いたします。

ただいまのご質問につきましては、議会事務局からご説明させていただきます。

まず、議会中継にかかる費用でございますが、今回の請願を受けまして、神奈川県と、それから川崎市が導入しています同様の設備について、見積りを取ってございます。

まず、ネット配信用の設備の設置費用、これにつきましては約 4,000 万円。導入後の保守及び運用費用が年間で約 220 万でございます。

次に、令和 4 年度の本会議と委員会の開催回数でございますが、こちらは本会議が 5 回、常任委員会が 5 回の計 10 回でございます。

以上でございます。

○浅野委員長

関委員。

○関委員

はい、ありがとうございました。これ、県と川崎が導入していることを参考にしながら、企業団に照らしてということで理解してよろしいですね。

○浅野委員長

議会事務局長。

○大江事務局長

はい、そのとおりでございます。

○浅野委員長

関委員。

○関委員

はい、ありがとうございました。

私もこの質問をするに当たって、横浜市の議会インターネット中継について、ちょっと議会局に確認をしてみました。横浜市の年間の保守運用費用というのが約 1,200 万ということで、令和 4 年の 1 年間での配信回数、これは本会議、委員会合わせて 260 回を数えました。単純に 1 回当たりの費用を計算すると、横浜市の場合は 4 万 6,000 円という形になります。

また、一方の企業団の年間の保守・運用費用については、ただいまご答弁ありましたとおりで、220万ということですので。その対象となる本会議、委員会の開催回数、合わせて10回ということですので、単純に割ってみますと1回当たりの費用は22万円ということになります。

これは、やっぱり配信回数が少ないということで割高ということが否めないかなというふうに思いますし、初期費用の4,000万円もさることながら、このあたりが非常に大きな課題ではないのかなというふうには思っています。

それともう1点確認しておきたいのはですね、県民・市民の皆さんがどのぐらい企業団議会を傍聴したい、あるいは内容を知りたいのかとお考えになっていらっしゃるかなあということなんですけども。この見極めについてはなかなか難しいと思いますが、例えば傍聴の申請件数だと、議会関係の開示請求などは1つのパラメーターになるのではないかなというふうには理解をしています。

そこでこれまでどのぐらいの傍聴申請、それから議会関係の開示請求があったのかを教えてくださいませんか。

○浅野委員長

議会事務局長。

○大江事務局長

こちらにつきましても、議会事務局からご説明いたします。

傍聴申請と議会関係の開示請求につきまして、過去10年間の状況をご説明をいたします。

まず、傍聴申請についてでございますが、企業団議会の開催日数につきましては、10年間で延べ50日開催されておりますが、そのうち、6回の傍聴申請がございました。

次に議会関係の開示請求でございますが、これは今まで請求はございません。

以上でございます。

○浅野委員長

関委員。

○関委員

はい、ありがとうございました。

議会のインターネット中継を考える上で、費用の点と県民・市民の皆さんからの要望等について確認をさせていただきましたけれども、費用については企業団の財政状況がこれだけ、まさにこれからも厳しくなるということを考えれば、かなり高額な費用だなという印象もあります。

これまでの傍聴や開示請求の状況から見ても、多くの皆さんから強い要望があるとは言い難い状況ではないかなというふうにも思っているところです。

したがって、現時点でインターネット中継を導入するということについては、費用対効果の面においても課題があつて、必要性は低いのではないかなというふうに考えているところです。また先日、委員会においてインターネット中継の必要性について、当局の認識が示されていませんでしたが、実施するとなれば当然企業団の予算で対応することになるわけですので、この際ですから当局の考えも伺っておきたいと思いますが、この件に関しては副企業長、山隈さんいかがでしょうか。

○浅野委員長

副企業長。

○山隈副企業長

今後の企業団の財政状況を考えますと、水需要の減少でありますとか、施設の老朽化、こういったことに加えまして、先ほど来議論のあります、再構築事業に伴う施設整備費の増加、それからこのところの電気料金の高騰、こういったことがございまして、今後ますます厳しくなっていくというのはもう明らかでございます。そうした中で企業団に求められることは、やはり経費削減の努力であつて、費用対効果の少ない、低いような事業については積極的に見直す、こういったことが求められるだろうというふうに思います。したがいまして、今はですね、企業団として議会インターネット中継という新たな取組みを始める、そういう状況にはないというふうに考えております。

○浅野委員長

関委員。

○関委員

はい、どうもありがとうございました。

私も、ただいま質問の中で確認をしたような内容を丁寧に説明すれば、インターネット中継を実施しないことについて、県民・市民の皆さんのご理解はいただけるのではないかなというふうにも考えています。

したがいまして、現時点ではインターネット中継も含め、請願にある情報公開制度の抜本的な見直しについては必要がないと考えています。

以上です。

○浅野委員長

他にございますでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、私の方からは請願第1－1号について確認をさせていただきたいと思います。

趣旨としましては、更新事業に当たっては、生田浄水場などの構成団体の既存施設を更新した場合の計画も検討し、市民負担を最小限とする計画を立案されたいとのことでありますが、これまでの当局の見解を踏まえながらいくつか確認をさせていただきたいと思います。

前回の当局説明の中で、川崎市の生田浄水場は川崎市で様々な検討がなされた上で、廃止が決定されたと伺いましたが、それは存続させた場合と、企業団から水を買う場合との費用の比較がされた結果だったのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

川崎市の再構築計画につきましては、バックアップ体制や水源の比較などを行ったほか、委員ご指摘のとおり、再構築事業を実施し企業団からの水量を増加した場合と、再構築をしない場合の効果額の比較などを慎重に検討した上で、市直営浄水場を長沢浄水場に集約し、潮見台浄水場と生田浄水場を廃止することが決定されたと聞いております。

以上です。

○浅野委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、ご答弁いただきました。

それともう1点確認をさせてください。

平成22年の水道事業検討委員会報告書によりますと、構成団体が、個別に施設更新をするより、8浄水場に統廃合して再構築の方が望ましいということになったわけですが、この検討の前提はどのようなものだったのかを伺います。

また、請願者は、更新事業による市民負担を最小限とする計画を立案することを求めておりますが、この点について、現在どのような検討がされているのかを併せてお伺いをいたします。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

水道事業検討委員会では、概ね30年後の水道事業のあるべき姿が議論されました。その議論の前提といたしましては、将来の水需要の減少や水道施設の老朽化に対応しながら、安定給水を継続していくためには、より費用面やエネルギー面で効率的、理想的な施設規模や施設配置を実現していく必要があるという認識がありました。

現在の再構築の取組みは、その流れを引き継ぐもので、構成団体の既存施設の活用と企業団施設の活用について、改めて、より詳細に費用面の比較検討を行いながら、より財政負担が少ない施設整備のあり方を5事業者で協議しているところです。

以上です。

○浅野委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

はい、ご答弁をいただきました。現状を理解したところであります。

その上で意見を申し述べたいと思うわけでありませうけれども、再構築の検討においても、請願の趣旨に沿った検討や取組みが行われているということで理解をしたところであります。

前回の私の質問に対する企業長のご答弁のように、動力費の動向によっては、今後はさらに厳しい財政状況になることも予想されますので、引き続きコスト削減と必要な財源確保の取組みをお願いしたいと思います。この請願については、確認させていただいたことも踏まえ、既に請願の趣旨に沿った検討が5事業者で行われているということでございますので、改めて請願によって要請する必要はないのではないかと考えております。

以上です。

○浅野委員長

他にございますでしょうか。

井口委員。

○井口委員

私は紹介議員として前回説明させていただきましたので、意見はそのとおりでございますが、ちょっといくつか、この理解を深める上で質問をさせていただきたいと思っております。

再構築では、綾瀬、伊勢原、相模原をそれぞれ、増強なり拡充なりをするということになっているわけですが、寒川、小雀、有馬を廃止した場合、水を回すのに、先ほどの議案の審査ともちょっと触れるんですけども、さらに必要な管路、新しい管路だとか、増強する管路も必

要なのではないかと思うんですが、もし分かれば代表的なことここはこうしますよ、みたいなことがもうあるのであれば教えていただけますか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

管路に関しましては、導水管に関しましては、特に今のところ既存の管路で十分対応可能というようになっております。

今検討している管路に関しましては、1つは、廃止浄水場に向けた安定供給を維持するための管路ということで、廃止する浄水場に向けて、企業団の浄水場からの管路整備を行うというのがあるということと、もう1つが、バックアップ率を高めるために、どのような管路を整備したらいいのかということで、今まだ検討中ということで、最終的なまだ整理ができていないというような状況になっております。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

5事業者全体のこの管路が、地図が私の頭に入ってるわけではないし、そういう地図もどこにもないので分からないんですが、いずれにしても、相模原だとか、それから伊勢原、横浜の真ん中あたり、小雀だとかが配っている部分、この部分が空いてしまうのでそこに入れるような管が必要になるというふうには理解していいんですよね。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

確かにそのとおりでございます。

ただ、企業団もですね、創設事業と相模川水系建設事業、2つの事業を通じまして、構成団体の給水エリアにですね、管路を整備してるものもありますので、そこを上手く活用しながら、なるべく投資に関しましては少ない形でできるような形で今検討しているというような状況です。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

そしてやっぱりそれらについては、先ほどのご答弁でまだ全然どのくらいお金がかかるかわからないというふうに言われておりましたけれども、それもプラスになるのかなというふうに思います。

それともう1つ伺いたいのは、寒川の取水堰を廃止することによって、それで水利権を社家に持っていきたいというような文言があったと思うんですけども、水利権はどこから取るかは勿論まだ議論の最中だと思いますが、いずれにしても上に持ってくとして、取水地点ってのはどこにするのかっていうご検討はされてるんですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

寒川地点で取ってる水利権に関しましては、構成団体の開発した総合開発等の水利権があるということと、もう1つが、企業団の暫定事業等を行っている寒川事業分の水利権があります。

寒川事業分の水利権に関しましては、既存の社家地点に戻して活用するというようなことになります。

それ以外の水利権に関しましては、沼本地点の方に移すことができないかということで、今検討を進めている最中です。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

沼本なんです。しかしそんなにたくさん、今川崎が14万2,000をお分けするとして、そんなにたくさんあるのかな。これは引き続き勉強させていただきます、分かりました。

いずれにしても、更新費用が本当にこれ、さらにもっとかかるんじゃないかと思っているのですが、沼本にするのであれば当然その取った水は、西長沢に流すのが合理的なんじゃないかと思うんですけども、そうすると西長沢のね、相模原もそうかもしれませんが、西長沢に流すとしたら、西長沢の更新費用は、もう老朽化してますから、老朽化対策としてというよりも、西長沢の対策をしないとイケないんじゃないかと思うんですが、その再構築の中で西長沢というのは別に入ってこないんですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

西長沢浄水場に関しましては、再構築の中で増強の対象になっておりませんので、施設整備等は予定しておりません。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

しかし、あそこは大変大きいところだし、一定の整備をすれば結構使えるんじゃないかと思うんですけども、その沼本で取ったものはどこに流すかまで、再構築の中では明らかになってないということですか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

沼本地点で取水した水に関しましては、西長沢浄水場で処理するということになります。西長沢浄水場の施設整備は行いませんので、あとは水源をどこを優先的に使うかというような形になります。沼本が増えれば、当然どこかの水利権を減らすというようなことも考えていかなければいけないということになります。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

分かりました。西長沢を使うのであれば、老朽化はどっちにしろしてますから、この更新が今のところね、10何年、20年先とかって言われてますけど、大変この間も何か事故というか、故障があったりとかしているんで、西長沢のね、更新についても、急ぎ検討すべきじゃないかというふうには、ご意見として申し上げておきます。以上が1-1についての質問です。

それで、1-2についても伺っておきますが、沼本で、まず当面今はっきりしてるのは14万2,000、川崎の水利権の分を沼本から取るんですけども、西長沢に、今言ったように水を送ると。それで、本会議のご答弁では、沼本から西長沢に、この14万2,000を持っていった時には、川崎市にその費用を支払うということで年間1億3,000万円の支払いを見込んでいるというご答弁がありました。

伺いたいのは、その1億3,000万というのは、現状、飯泉から運んでくるのよりも、節約できるのか、差額があるのか、その額を教えてくださいということと、温室効果ガスの削減量も分かれば教えてくださいと思います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

まず、1億3,000万に関しましては、これは14万2,000トン分に相当するダムの減価償却費、それとダムの管理費、それと所在地市町村交付金の額を支払うということになります。

それでも、飯泉から上げるよりも動力費は削減になりますので、年間8億ぐらいですね、削減になるということになります。

○浅野委員長

事業計画課長。

○小金事業計画課長

温室効果ガスの削減効果につきましては、年間当たりで9,000トン程度と見積もっております。9,000トンでございます。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

そうですか。本当に上流取水ってのは凄いですね。動力費で8億も、わずか14万2,000トンぐらいでできるというのは本当にびっくりしました。こういうね、工夫をこれからしていかなきゃいけないんだなというふうには思います。

それで、この1-2について最後に伺っておきたいのは、この再構築をもしも進めていくとしたら、飯泉は今後取水はどうなるのか、飯泉について教えていただけますか。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

飯泉に関しましてもですね、これは非常に重要な水源であるというふうに、5事業者で位置付けております。現在ですね、協議しております再構築の取組みにおいてですね、相模川と酒匂川からの2水系から取水可能な企業団の浄水場を活用するというのが、最適な施設配置を検討する上で重要な要素にもなってきているということです。そのため、引き続き飯泉に関しましても、水源量を確保していくということで、進めてまいります。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

分かりました。でも、いずれにしても、この1-2にしてみれば、最低限14万2,000だけでもね、この大きな経費の削減、それから温室効果ガスが削減になることがわかりましたので、引き続きご検討いただきたいと思います。

最後に1-4ですけども、1つはですね、この間のご答弁で、この建物の中に情報公開室があるというふうに言われましたけれども、利用状況を教えてください。どのくらいの方が見に来ておられますか。

○浅野委員長

総務課長。

○富安総務課長

はい、現在ですね、以前平成28年度にちょっと制度改正をしているんですけども、それまでの間は、情報公開室の利用状況というのは、すいません、正確な数字というのは今ちょっとお伝えできないんですが、工事の設計書の公開請求というものがあまして、頻繁に業者さんを含めて、ご利用がありました。

現在はですね、その工事設計書に関する情報公開というものが、情報提供という形になりました。基本的には企業団のホームページを通じて申込みをされた業者さんに、電子メールでお返しをするという形になりましたので、ご利用の件数というのがかなり少なくなっております。概ね、感覚的なことになってしまうんですけど、1ヶ月に1件、若しくは2件程度。過去ですね、制度を改正する前の工事設計書というものに関しては、情報提供の制度に乗らないというか、形式をとっておりますので、かなり遡った工事設計書を公開して欲しいということであれば、来ていただいて公開する。それが大体月に1件か2件という形になっております。

以上です。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

わかりました。そりゃそうだよね。情報公開室っていうか、何か広報をしてるとこかと思ったらそうじゃないわけですね。よく分かりました。

私、実は先日この企業団のホームページから、動画を見させていただいて、とっても面白かったなというふうに思っておりました。15分くらいの動画で、これは子供たちに見せたら面白いなというふうに思ったんですけど、こうした広報をね、もっとこう積極的にというか、水道っ

で何だろうっていうのをね大変分かりやすく見ていただけるようなものだったので、そういうのはもう本当に行けば見れる、または見せていることが分かるホームページを、それも大分後の方に行かないと分かんなかったもので、そんなことがもっとできるといいなというふうには大変思ったわけです。

いずれにしても、県民・市民の皆さんにこの企業団のやってること、考えていること、それからこれからしていくこと、これをどのように広く知らせていくのかっていうことが大変大事ではないかと思うんですね。

例えば、あんまりこれはやって欲しいと思うわけではないわけですがけれども、ちょっと分かりやすい例だから申し上げるんですけどね、企業団が用水供給料金を変えると、改定すると言っても、それは別に市民に広く広報するものではないとは思いますが、各事業体に伝えて、はい、させくささいって言えば済むことだと思うんですけど、でもやっぱりこういうふうに料金を変えますよみたいなことを、市民県民に言うことも必要ではないかなと思うんですけど、かつてそんなことしたことがあったのかどうか、ちょっとそれを分かれば教えていただければと思うんですが、いかがですか。

○浅野委員長

副企業長。

○山隈副企業長

私以前、横浜市の水道局におりましたけども、企業団はですね、この10数年の間に、5回ほど構成団体に対する水道料金を下げているんですね。

その下げる際に、企業団さんがですね、こうこうこういう理由で下げますよといったようなことを、広くですね、アピールしたことはなかったというふうに思います。

したがって、上げる時にもですね、構成団体とは綿密にお話をしますが、一般向けにそういう話はしないのではないかと思います。してこなかったと思います。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

私もあの時、企業団さんが下げたということは川崎で聞いたわけですね。もっと宣伝すればいいなとか思ったんですけどね。本当にあれはね、自治体からすれば、ほっとしたというか、ああ良かったなと思うことだったし、それは求めてきたことですからね、良かったなと思ったわけな

のでね、こうしてこの水道用水がどうなってるのかっていうことを広く知らせていくってことが、まず市民県民にとって私はすごく必要じゃないかなっていうふうに思っているんです。

なのでそこはぜひ、今のところやったことがないと思うので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

それでね、この最後4番目に言っている、住民の意見を聞く会合をぜひ開催して欲しいという点では、先日川崎市の西長沢浄水場で市民との懇談をしていただいたということで伺っておりまして、大変良かったというふうに聞いております。なのでね、こうしたことは引き続き行っていただきたいと思いますが、そこはよろしいでしょうか。

○浅野委員長

総務部長。

○津田総務部長

はい、機会がございましたら、これまでと同様に対応していきたいと思います。

○浅野委員長

井口委員。

○井口委員

ありがとうございます。分かりました、結構です。

ちょっと全体としては、私も紹介をさせていただいているので、勿論このようにやっていただきたいと思うし、何よりも川崎なんかも、私は川崎市しか知りませんが、他の事業者もそうだと思いますが、いかにその市民に安くて安全な水を供給するかってことに大変ご努力をされているわけです。それにやっぱり、よく相談して、それに基づいた水道事業を運営していただきたいと思うので、安くしてなるべく市民の負担を減らすことだとか、それから特に飯泉の負担を減らすとか、そういうことについてはね、本当にこれは必要なことではないかと思うので、そのように考えていきたいと思います。結構です。

○浅野委員長

他に質疑、ご意見ございませんか。浄水部長。

○小池浄水部長

先ほどの上流取水の効果について、少し補足をさせていただきたいと思います。削減量1年当たりのですね、電気削減料金8億円余りということで話をしましたが、これ今電気が高騰している、燃料調整費等を含んだ数値でございます。単純に電気料金だけですね、ここの部分でいきま

すと、大体3箇月あたりで9,500万ぐらいということになりますので、これ年間当たりにしますと、4億円弱ということになりますので、参考補足させていただきました。

以上でございます。

○浅野委員長

よろしいですか。はい。

それでは他に質疑ございますでしょうか。

石田委員。

○石田委員

私からは請願の1-2号の部分について、いくつかちょっと確認をさせていただきたいと思えます。この請願の内容を読みますと、企業団が課題としている動力費の問題や環境対策について、対応を求めているわけですが、そこでも、企業団のこれまでの取組みについて伺います。

○浅野委員長

浄水部長。

○小池浄水部長

これまでの主な環境対策の取組みについてということで、ご紹介をさせていただきます。まず、矢指調整池、ここにある調整池でございますけれども、その他相模原浄水場、この2箇所に小水力発電設備を設置してございます。それから、4つの浄水場、それから9つの、構成団体に水をお送りするポイントでございますが、この給水地点に太陽光発電設備を導入してございます。

これら設備の発電した実績を見ますと、再生可能エネルギーといたしまして、令和3年度の実績をご紹介いたしますと、約250万kWhの発電実績がございます。これはCO²の削減に相当いたしますと、1,100トンのCO²の削減ができたものと実績がございます。

また、これは企業団全施設で、電力消費のどのぐらいに当たるかということなんですが、約1%に相当いたします。

その他、企業団はポンプ、いろいろ持っておりますけれども、中型、大型の導水、あるいは送水ポンプ、こうしたものにつきましては、創設の当初から省エネ効果の高い回転数制御というものを使っておりまして、いわゆる速度制御をして省エネ効果を高めようということをやっております。

加えまして、運転効率の高い台数という運用がございますので、こんな運用も当初から心がけて運用をしてきたところでございます。

また、先ほどもいくつか話がございましたが、現在川崎市の水利権を利用して、上流取水、これ非常に効果があるということでもありますので、消費電力の削減に繋がる、飯泉からの取水量を減らす取組みを、やはりやっていきたいということで、令和5年度には国土交通省等との調整を終えて、実施できるのではないかというふうに見込んでおります。こんな取組みを今しているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員長

石田委員。

○石田委員

請願者は、動力費や温室効果ガス削減に向けて、とりわけ飯泉からの取水量を大幅に減らすことを求めているわけですがけれども、この点についての見解を伺いたいと思います。

○浅野委員長

建設部長。

○依田建設部長

確かにですね、水道事業に係る生産コストのうち、水道用水を供給するためのポンプ設備に係る動力費というのは非常に大きな割合を占めております。そのため、動力費の削減に向けては、水運用の工夫などで可能な限り削減に努めているところです。

一方、水源水質事故、設備トラブル、渇水など不測の事態においても、安定給水を継続するために、相模川、酒匂川の2水系総合運用は極めて重要な役割を担っております。

また、現在5事業者で協議している再構築の取組みにおいても、相模川、酒匂川の2水系から取水可能な企業団の浄水場を活用するというのが、最適な施設配置を検討する上で重要な要素になっております。

このように、安定給水を確保するためには、動力費削減の視点だけではなくて、総合的に検討することが必要であり、現時点では、請願にある、飯泉からの取水量を大幅に削減するというところは難しいということで認識しております。

以上でございます。

○浅野委員長

石田委員。

○石田委員

ありがとうございました。

ただいまのご説明で、酒匂川からの取水の必要は、企業団と構成団体との共通認識ということが分かりました。

また、飯泉からの取水は、再構築事業や災害対策においても不可欠なものであって、大幅に削減することについては、実現することは大変難しいことも理解をいたしました。

そうした中で、電気使用量の削減については、できるところからしっかりと取り組んでいるということも分かりましたので、請願については、私は必要ないと考えております。

以上です。

○浅野委員長

他にございますでしょうか。

他に質疑、ご意見が特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

これより日程第3、請願の審査について取扱いを決定したいと思います。

なお、当委員会では請願の審査は、採択すべきもの、不採択とすべきもの、継続審査とすべきものと区別し、継続審査を先議といたしますので、ご了承ください。

また、本定例会が任期最後の議会となりますので、継続審査とすべきものとなった場合は、審査未了で廃案となりますので、ご承知ください。

それでは、請願第1-1号について、継続審査とすることにご賛成の方は挙手を願います。

(挙手なし)

○浅野委員長

挙手なしであります。

それでは、請願第1-1号について採択することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手少数により、不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1-2号について、継続審査とすることにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手なしであります。

では続きまして、請願第1－2号について、採択することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手少数であります。よって、不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1－4号について、継続審査とすることにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手なしであります。

それでは、請願第1－4号について、採択することにご賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○浅野委員長

挙手少数により、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で日程第3、請願の審査を終了いたします。

本委員会の請願審査結果報告書の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。誠にお疲れ様でございました。